



兵庫労働局発表
平成31年3月12日(火)

担	職業安定部	需給調整事業課
	課長	山下 雅美
	主任需給調整指導官	岩木 雅俊
当	電 話	078-367-0831

職業紹介事業者に対する職業紹介事業停止命令 及び職業紹介業務改善命令について

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）は、下記のとおり、職業安定法に基づき、職業紹介事業を営む職業紹介事業者に対して、本日、職業安定法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令並びに同法第48条の3第1項に基づく職業紹介業務改善命令を行った。

記

第1 被処分職業紹介事業者

名称 小西 道文（関西ワーク・ステーション）
事業所の所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀東町1丁目52番地
許可に関する事項 許可年月日 平成20年6月1日
許可番号 28-ユ-300301

第2 処分内容

職業安定法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令
（職業紹介事業停止命令の内容は第4のとおり）
職業安定法第48条の3第1項に基づく職業紹介業務改善命令
（職業紹介業務改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

小西 道文（関西ワーク・ステーション）は、職業安定法第32条の16第1項において、事業報告書を提出しなければならないとされているのに、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間について職業安定法施行規則第24条の8に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、職業安定法の規定に違反したこと。

第4 職業紹介業務停止命令の内容

全ての職業紹介事業について、職業安定法第32条の16第1項の事業報告が提出されるまでの間、職業紹介事業を停止すること。

第5 業務改善命令の内容

平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間に係る職業安定法第32条の16第1項の事業報告書を提出すること。

(参考)

職業安定法 (抄) (昭和二十二年十一月三十日法律第四百十一号)

(有料職業紹介事業の許可)

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
 - 三 有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。
 - 二 この法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告)

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

(改善命令)

第四十八条の三 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第五条の三第二項若しくは第三項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該求人者又は労働者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第五条の三第二項又は第三項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。
- 3 厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

職業安定法施行規則（抄） （昭和二十二年十二月二十九日労働省令第十二号）

(法第三十二条の十六に関する事項)

第二十四条の八 有料紹介事業者は、毎年四月三十日までに、この条の定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 法第三十二条の十六第一項の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書（様式第八号）のとおりとする。
- 3 有料職業紹介事業は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第一号に掲げる事項にあっては前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この事項及び次項において同じ。）の総数及び当該年度の前年度（以下この項及び次項において「前々年度」という。）の総数（四月一日から九月三十までの間は前年度の総数、前々年度の総数及び当該年度の前年度（以下この項及び次項において「前々々年度」という。）の総数）に関する情報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあっては前年度の総数及び前々年度の総数（四月一日から九月三十までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数）に関する情報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあってはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。
 - 一 当該有料職業紹介事業の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この条において「無期雇用就職者」という。）の数
 - 二 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数
 - 三 無期雇用就職者のうち、前号に掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数
- 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する有料職業紹介事業者が提供しなければならない情報のうち、同項第一号に掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日まで

の間は、前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報と、同項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前々年度の総数及び前々年度の総数に関する情報とすることができる。

- 5 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、有料職業紹介事業者が、返戻金制度を設けている場合であって無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものの数を集計する方法により第三項第二号に規定する数を集計する場合は、前項の調査は、行うことを要しない。